

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………
……………（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）…一

告示

- 公共測量の実施……………（都市整備局都市基盤部調整課）…二
- 公共測量の終了……………（同）…二
- 都営住宅の廃止……………（都市整備局都営住宅経営部経営企画課）…二
- 都営住宅の使用料の変更……………（同）…三
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）…六
- 都営改良住宅の使用料の変更……………（同）…六
- 東京都地域特別賃貸住宅の使用料の変更……………（同）…七
- 東京都特定公共賃貸住宅の使用料の変更……………（同）…八
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………（同）…二
- 建築基準法による道路位置の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…二
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………（同）…二
- 建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…三
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第四条の十三第二号に規定する知事が認める機関の認定……………（環境局地球環境エネルギー部総量削減課）…三

規則

東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四百十五号

東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則（昭和四十九年東京都規則第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「長期譲渡所得の金額、同法」を「長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第二項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第二項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法」に、「短期譲渡所得の金額、同法」を「短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場

告示（公）

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（四件）……………
……………（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）…三
- 鳥獣捕獲等事業の変更認定……………（環境局自然環境部計画課）…六
- 救急医療機関の認定……………（福祉保健局医療政策部救急災害医療課）…六
- 都道の区域変更（三件）……………（建設局道路管理部路政課）…七
- 東京都港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定……………
……………（港湾局港湾経営部経営課）…三
- 運転免許取得者教育の認定取消………………三
- 土地区画整理組合の理事の辞職及び就任……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…三

合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法」に改め、同条第二項第三号中「受けた者」の下に「(同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割(同項第二号に規定する所得割をいう。以下この号において同じ。))の納税義務者(同項第十三号に規定する合計所得金額が百二十五万円を超える者に限る。以下この号において同じ。))及び同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者を含む。))を加え、「当該寡婦」を「当該控除を受けた者」に改め、「規定する寡婦」の下に「(同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同法第三十四条の二第三項に該当する者を含む。))を加える。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都心身障害者福祉手当に関する条例施行規則第四条の規定は、平成三十年八月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年七月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

告 示

●東京都告示第千六百九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国分寺市長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十一月三十日

- 東京都知事 小 池 百合子
- 一 測量施行者 国分寺市
 - 二 測量の種類 公共測量(先行筆界点測量、街区細部図根測量、地籍図根多角測量、現況(地形)測量及び復元測量)
 - 三 測量の区域 国分寺市並木町三丁目及び北町三丁目各地内
 - 四 測量の期間 平成三十年十一月十五日から平成三十一年三月八日まで

●東京都告示第千六百十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部長から次のように測量を終了した旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 大田区羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成三十年十一月九日から同年十一月十六日まで

●東京都告示第千六百十一号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定により告示する。

平成三十年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数
久我山一丁目アパート (2号棟)	杉並区久我山一丁目三番	中層耐火 三三・四平方メートル	三五戸
久我山一丁目アパート (11号棟)	同右	三七・三平方メートル	三〇戸
長房北アパート (69号棟)	八王子市長房町七百十九番地	同右 三六・四平方メートル	三二戸
長房北アパート (70号棟)	同右	三七・七平方メートル	四〇戸
長房第2アパート (27号棟)	八王子市長房町三百四十一番地	同右 三三・四平方メートル	三二戸
長房第2アパート (28号棟)	同右	同右	二八戸

●東京都告示第千六百十二号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、平成三十年十二月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十一月三十日

東京都知事 小池百合子

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	1	33,600	68,900
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(4号棟)	港区港南4-5	42.2	1	40,100	86,400
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(7号棟)	新宿区戸山2-7	38.8	1	32,400	60,300
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(21号棟)	新宿区戸山2-21	38.3	1	32,200	61,300
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(29号棟)	新宿区戸山2-29	38.8	1	32,900	63,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(35号棟)	新宿区戸山2-35	40.1	1	34,400	68,600
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	4	29,500	45,700
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(38号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	25,900	45,000
一般都営	中層耐火	八広三丁目アパート(6号棟)	墨田区八広3-21	32.6	1	22,100	33,200
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート(1号棟)	墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	58,300
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(11号棟)	江東区亀戸7-57	36.2	1	29,000	39,600
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(8号棟)	江東区亀戸7-57	34.3	1	27,900	44,000
一般都営	高層耐火	枝川三丁目アパート(1号棟)	江東区枝川3-4	51.2	1	42,700	71,400
一般都営	高層耐火	東砂七丁目アパート(35号棟)	江東区東砂7-17	51.2	1	42,600	70,200
一般都営	高層耐火	南砂五丁目アパート(15号棟)	江東区南砂5-24	37.9	1	30,000	48,100
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(3号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,400	41,000
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(7号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	36,900
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(12号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	36,900
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(13号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	36,900
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(15号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	36,900
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(21号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,100	47,800
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(2号棟)	江東区東雲1-8	37.9	1	30,300	44,900
一般都営	中層耐火	大島八丁目第2アパート(9号棟)	江東区大島8-21	48.1	1	40,200	68,300
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート(12号棟)	品川区東品川1-2	34.3	1	29,000	41,100
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(6号棟)	品川区東品川3-32	34.3	1	29,400	43,000
一般都営	中層耐火	八潮五丁目アパート(2号棟)	品川区八潮5-1	69.9	1	61,600	90,100
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(4号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	91,400
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(49号棟)	品川区八潮5-10	59.5	2	52,400	93,700
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第5アパート(1号棟)	大田区大森西3-9	51.0	1	43,200	77,600
一般都営	高層耐火	西六郷四丁目アパート(2号棟)	大田区西六郷4-25	55.9	1	46,400	74,200
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,100	35,100
一般都営	高層耐火	東糞谷六丁目アパート(7号棟)	大田区東糞谷6-8	42.2	1	33,700	46,900
一般都営	中層耐火	大森西四丁目第2アパート(11号棟)	大田区大森西4-13	55.9	1	46,300	78,200

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(2号棟)	大田区大森東1-31	59.6	1	50,100	81,400
一般都営	中層耐火	弦巻五丁目アパート(2号棟)	世田谷区弦巻5-3	39.0	1	31,000	66,400
一般都営	中層耐火	桜一丁目アパート(2号棟)	世田谷区桜1-53	42.3	1	34,500	60,500
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(43-12号棟)	渋谷区笹塚2-43	38.7	1	33,100	75,500
一般都営	中層耐火	本天沼二丁目アパート(8号棟)	杉並区本天沼2-38	42.3	1	32,500	65,000
一般都営	中層耐火	上井草四丁目アパート(1号棟)	杉並区上井草4-17	36.4	1	27,100	52,800
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(1号棟)	豊島区南大塚2-36	42.2	1	35,900	53,500
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート(2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	1	31,200	49,500
一般都営	中層耐火	上中里二丁目アパート(14号棟)	北区上中里2-13	39.0	1	29,700	52,000
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート(1号棟)	荒川区南千住2-33	42.2	1	30,400	50,300
一般都営	中層耐火	西尾久八丁目アパート(12号棟)	荒川区西尾久8-10	51.0	1	38,400	65,000
一般都営	高層耐火	西尾久八丁目アパート(21号棟)	荒川区西尾久8-10	51.2	1	38,600	72,600
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート(2号棟)	板橋区蓮根3-6	48.1	1	37,800	70,600
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート(2号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	2	38,600	65,200
一般都営	中層耐火	前野町二丁目アパート(10号棟)	板橋区前野町2-26	55.9	1	43,000	76,500
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート(2号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	39,400	69,800
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(17号棟)	練馬区北町6-17	55.9	1	43,800	84,700
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(18号棟)	練馬区北町6-18	48.1	1	37,800	74,100
一般都営	中層耐火	南田中アパート(3号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,500	47,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート(20号棟)	練馬区南田中5-25	32.6	1	23,800	44,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート(35号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,500	46,800
一般都営	中層耐火	田柄二丁目アパート(2号棟)	練馬区田柄2-44	42.3	1	32,400	61,800
一般都営	中層耐火	立野町アパート(2号棟)	練馬区立野町13-11	55.9	1	43,800	79,600
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-2号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,300	100,200
一般都営	中層耐火	高根二丁目アパート(3号棟)	足立区高根2-29	36.4	1	25,300	41,700
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(2号棟)	足立区中央本町5-16	55.9	1	41,000	71,300
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート(5号棟)	足立区六月2-29	55.9	1	41,200	69,400
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(13号棟)	足立区竹の塚7-16	33.4	1	23,000	37,600
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(2号棟)	足立区谷在家3-22	37.7	1	25,600	37,900
一般都営	中層耐火	伊興町アパート(1号棟)	足立区伊興1-7	33.4	1	23,200	38,800
一般都営	中層耐火	伊興町アパート(3号棟)	足立区伊興1-7	33.4	1	23,200	38,800
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(6号棟)	足立区花畑8-4	38.3	1	26,100	37,900
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(22号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	26,100	37,900

種類	構造	名称	称位	賃	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート(3号棟)	足立区西新井6-15		42.3	1	30,000	40,700
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(3号棟)	足立区舎人6-12		42.3	1	29,800	39,400
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(5号棟)	足立区舎人6-12		42.3	1	29,800	39,400
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(17号棟)	足立区舎人6-9		42.3	1	29,800	39,400
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(3号棟)	足立区加賀2-31		55.9	1	40,200	66,300
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(6号棟)	足立区加賀2-31		55.9	1	40,200	66,300
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(4号棟)	足立区入谷8-16		55.9	1	40,000	65,200
一般都営	高層耐火	青戸三丁目アパート(6号棟)	葛飾区青戸3-8		51.2	1	38,000	67,200
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート(1号棟)	葛飾区新宿1-2		48.1	1	35,300	60,900
一般都営	中層耐火	青戸四丁目アパート(1号棟)	葛飾区青戸4-8		59.6	1	45,500	86,500
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1		55.9	3	42,400	67,500
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1		55.9	3	42,400	67,500
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(13号棟)	江戸川区西瑞江4-25		51.0	1	40,000	61,700
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(5号棟)	江戸川区平井3-4		37.9	1	28,100	47,100
一般都営	中層耐火	平井一丁目アパート(7号棟)	江戸川区平井3-4		33.4	1	24,800	38,400
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(11号棟)	江戸川区平井3-4		37.9	2	28,100	47,100
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区清新町2-8		55.9	2	44,800	83,700
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-6号棟)	八王子市南大沢3-4		61.4	1	35,800	75,500
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-4号棟)	八王子市南大沢3-4		61.4	1	35,800	75,500
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(2号棟)	武蔵野市境5-28		55.9	1	42,200	81,500
一般都営	中層耐火	下連雀六丁目アパート(1号棟)	三鷹市下連雀6-16		39.0	1	28,000	49,600
一般都営	中層耐火	上連雀一丁目アパート(3号棟)	三鷹市上連雀1-22		59.6	1	44,800	92,700
一般都営	中層耐火	府中新町三丁目アパート(20号棟)	府中市新町3-1		63.2	1	42,800	88,700
一般都営	中層耐火	浅間町二丁目アパート(3号棟)	府中市浅間町2-7		59.6	1	36,000	78,100
一般都営	中層耐火	府中朝日町二丁目アパート(8号棟)	府中市朝日町2-3-1		61.5	1	41,700	88,500
一般都営	中層耐火	調布柴崎二丁目アパート(1号棟)	調布市柴崎2-7		55.9	1	32,800	75,300
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(8号棟)	調布市国領町8-1-35		51.2	2	30,600	73,500
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目第2アパート(3号棟)	調布市富士見町3-19-1		56.8	1	34,800	83,300
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート(3号棟)	調布市深大寺町8-24		62.1	2	38,100	90,900
一般都営	中層耐火	国領町アパート(3号棟)	調布市八雲台1-23-1		59.6	1	38,100	91,400
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート(6号棟)	調布市染地1-1-39		60.2	1	36,700	85,100
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(4号棟)	調布市染地3-3-1		51.0	1	29,800	67,100
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(7号棟)	調布市染地3-3-1		55.9	1	32,600	73,500

種類	構造	名称	称位	賃	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	金森第3アパート(1号棟)	町田市金森7-19		48.1	1	27,600	52,900
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(2号棟)	町田市木曾西1-33		39.0	1	19,000	37,100
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(7号棟)	町田市木曾西1-33		36.4	1	17,700	34,600
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(2号棟)	町田市成瀬7-10		51.0	1	27,500	54,000
一般都営	中層耐火	忠生二丁目アパート(1号棟)	町田市忠生2-26		51.0	1	27,600	50,200
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(2号棟)	町田市山崎町840		55.9	1	29,700	51,900
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(6号棟)	町田市山崎町840		60.9	1	32,300	56,500
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(7号棟)	町田市相原町3190		55.9	1	29,900	58,400
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(8号棟)	町田市相原町3190		55.9	1	30,400	59,200
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(10号棟)	町田市相原町3190		55.9	1	30,400	59,200
一般都営	中層耐火	小金井東町三丁目第2アパート(3号棟)	小金井市東町3-9		62.1	1	39,600	92,800
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(6号棟)	東村山市萩山町2-13		60.2	1	35,500	71,100
一般都営	中層耐火	東村山富士見町アパート(2号棟)	東村山市富士見町2-9		42.3	1	23,100	44,800
一般都営	中層耐火	富士本三丁目第2アパート(1号棟)	国分寺市富士本3-6		55.9	1	32,100	68,800
一般都営	高層耐火	田無緑町三丁目アパート(3号棟)	西東京市緑町3-8		55.9	1	35,200	77,100
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(8号棟)	西東京市北原町2-2		58.1	1	36,700	80,300
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(3号棟)	西東京市北原町1-35		55.9	1	35,300	77,200
一般都営	中層耐火	田無北原町一丁目アパート(1号棟)	西東京市北原町1-32		60.2	1	37,300	82,800
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(20号棟)	西東京市田無町7-12		56.8	1	33,600	70,600
一般都営	中層耐火	田無芝久保三丁目アパート(1号棟)	西東京市芝久保町3-3		51.1	1	31,500	67,300
一般都営	高層耐火	田無芝久保五丁目第2アパート(46号棟)	西東京市芝久保町5-4		55.9	1	34,100	72,200
一般都営	中層耐火	田無芝久保五丁目第2アパート(48号棟)	西東京市芝久保町5-4		55.9	1	34,100	70,500
一般都営	中層耐火	柳沢二丁目アパート(3号棟)	西東京市柳沢2-15		55.9	1	34,700	76,200
一般都営	中層耐火	東野川二丁目アパート(1号棟)	狛江市東野川2-17		62.1	1	39,800	90,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート(11号棟)	狛江市和泉本町4-7		37.0	1	18,000	44,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(13号棟)	狛江市和泉本町4-7		37.0	1	18,000	44,100
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目アパート(23号棟)	清瀬市元町2-25		51.1	1	30,200	62,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-3号棟)	多摩市諏訪5-2		37.7	1	17,400	30,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-11号棟)	多摩市諏訪5-2		37.7	1	17,400	30,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-3号棟)	多摩市愛宕4-1		40.1	1	19,200	34,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地(4-4-1号棟)	多摩市落合4-4-1		51.1	1	25,900	38,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地(4-4-3号棟)	多摩市落合4-4-3		51.1	1	25,900	38,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-2-4号棟)	多摩市貝取3-2-4		60.9	1	33,200	60,200

●東京都告示第千六百十三号
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。
 平成三十年十一月三十日
 東京都知事 小 池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
町屋五丁目アパート(5号棟)	荒川区町屋五丁目七番	高層耐火 三四・六平方メートル	四八戸	二九、五〇〇円	五七、五〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三四、四〇〇円	六七、一〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	一二戸	四〇、七〇〇円	七九、六〇〇円
同右	同右	同右 五七・六平方メートル	同右	四九、一〇〇円	九五、八〇〇円
上石神井四丁目アパート(7号棟)	練馬区上石神井四丁目二十一番	同右 三四・六平方メートル	六六戸	三〇、五〇〇円	六七、六〇〇円
同右	同右	中層耐火 同右	一五戸	三〇、五〇〇円	六七、六〇〇円
同右	同右	高層耐火 四〇・四平方メートル	一八戸	三五、六〇〇円	七八、九〇〇円
同右	同右	中層耐火 同右	五戸	三五、六〇〇円	七八、九〇〇円
同右	同右	高層耐火 四七・八平方メートル	六戸	四二、一〇〇円	九三、七〇〇円
同右	同右	中層耐火 五七・四平方メートル	四戸	五〇、六〇〇円	一一二、一〇〇円
宮城二丁目アパート(19号棟)	足立区宮城二丁目十七番	高層耐火 三四・六平方メートル	四〇戸	二八、〇〇〇円	五九、九〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	二四戸	三二、七〇〇円	六九、九〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	八戸	三八、七〇〇円	八二、九〇〇円
花畑七丁目アパート(7号棟)	足立区花畑七丁目十番	中層耐火 三四・六平方メートル	二四戸	二七、九〇〇円	七一、〇〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三二、六〇〇円	八二、九〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	四戸	三八、六〇〇円	九八、三〇〇円

●東京都告示第千六百十四号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第
 三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都

営改良住宅の使用料を次のように変更し、平成三十年十二月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定によ

り告示する。

平成三十年十一月三十日

東京都知事 小池百合子

種類	構造名	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火 西大久保アパート (5号棟)	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,800
改良	高層耐火 白鬚東アパート (17号棟)	墨田区堤通2-10	63.4	1	45,800
改良	高層耐火 白鬚東アパート (18号棟)	墨田区堤通2-10	51.3	1	37,000
改良	高層耐火 白鬚東アパート (18号棟)	墨田区堤通2-10	63.4	1	45,800
改良	中層耐火 南砂三丁目アパート (13号棟)	江東区南砂3-11	32.6	1	25,400
改良	高層耐火 越中島三丁目アパート (14号棟)	江東区越中島3-2	37.8	1	30,800

●東京都告示第千六百十五号

東京都地域特別賃貸住宅条例(昭和六十三年東京都条例
 第百三号)第三条第二項及び第十一條第二項の規定に基づ
 き、東京都地域特別賃貸住宅の使用料を次のように変更し、
 平成三十年十二月一日から実施するので、同条例第三条第
 三項の規定により告示する。

平成三十年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

名称

位置

構造及び規模

戸数

使用料(月額一戸につき)

浮間一丁目第3アパート
(1号棟)

北区浮間一丁目十五番

高層耐火 六八・一八平方メートル

三四戸

九八、九〇〇円

同右

同右 六九・二七平方メートル

一戸

一〇〇、五〇〇円

同右

同右 六九・六一平方メートル

三四戸

一〇一、〇〇〇円

同右

同右 七〇・三九平方メートル

一戸

一〇二、二〇〇円

同右

同右 七〇・九一平方メートル

二戸

一〇二、九〇〇円

東大泉一丁目第3アパート
(1号棟)

練馬区東大泉一丁目三番

中層耐火 七〇・七五平方メートル

一八戸

九六、三〇〇円

島根二丁目第2アパート
(7号棟)

足立区島根二丁目三十六番

同右 六九・八四平方メートル

二〇戸

七六、八〇〇円

江北二丁目第2アパート
(2号棟)

足立区江北二丁目二十二番

同右 六九・八二平方メートル

一二戸

八三、八〇〇円

調布柴崎一丁目第2アパート
(1号棟)

調布市柴崎一丁目三十一番地

同右 六九・九七平方メートル

九戸

一〇〇、〇〇〇円

調布柴崎一丁目第2アパート
(2号棟)

同右

同右 七〇・六九平方メートル

一二戸

一〇一、〇〇〇円

柳沢六丁目アパート
(3号棟)

西東京市柳沢六丁目四番

高層耐火 六九・八四平方メートル

六〇戸

九四、七〇〇円

ひばりが丘二丁目アパート
(1号棟)

西東京市ひばりが丘二丁目二番

中層耐火 同右

四〇戸

九一、二〇〇円

多摩ニュータウン向陽台六丁目団地
(1号棟)

稲城市向陽台六丁目九番地

同右 六七・五六平方メートル

同右

八〇、六〇〇円

同右

同右 七三・三三平方メートル

一〇戸

八七、五〇〇円

●東京都告示第千六百十六号

東京都特定公共賃貸住宅条例(平成五年東京都条例第六十五号)第三条第二項及び第十一條第二項の規定に基づき、東京都特定公共賃貸住宅の使用料を次のように変更し、平成三十年十二月一日から実施するので、同条例第三条第三

項の規定により告示する。

平成三十年十一月三十日

東京都知事 小池百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数	使用料(月額一戸につき)
高輪二丁目アパート (2号棟)	港区高輪二丁目十五番	中層耐火 七九・七五平方メートル	二三戸	二〇五、一〇〇円
同右	同右	同右	三戸	二二一、六〇〇円
高輪二丁目アパート (3号棟)	同右	高層耐火 七六・三一平方メートル	二戸	一九六、三〇〇円
台場二丁目アパート (1号棟)	港区台場二丁目三番	同右 六五・九九平方メートル	同右	一三八、七〇〇円
同右	同右	同右 七〇・九六平方メートル	同右	一四九、一〇〇円
同右	同右	同右 七五・五〇平方メートル	三戸	一五八、七〇〇円
同右	同右	同右 七九・九六平方メートル	二戸	一六八、〇〇〇円
同右	同右	同右 一〇三・三二平方メートル	同右	二一七、一〇〇円
同右	同右	同右 一〇四・六七平方メートル	同右	二二〇、〇〇〇円
台場二丁目アパート (6号棟)	港区台場二丁目五番	同右 五八・〇八平方メートル	四戸	一二二、〇〇〇円
同右	同右	同右 七六・四二平方メートル	一戸	一六〇、六〇〇円
同右	同右	同右 八一・〇五平方メートル	五戸	一七〇、三〇〇円
同右	同右	同右 九〇・六一平方メートル	一六戸	一九〇、四〇〇円
同右	同右	同右 一〇七・〇一平方メートル	四戸	二二四、九〇〇円
両国シテイコア	墨田区両国二丁目十番	同右 五六・三一平方メートル	八戸	九八、三〇〇円
同右	同右	同右 六〇・八一平方メートル	四戸	一〇六、一〇〇円
同右	同右	同右 六三・七六平方メートル	同右	一一一、三〇〇円
同右	同右	同右 七五・一〇平方メートル	一〇戸	一三一、一〇〇円
同右	同右	同右 七五・九六平方メートル	同右	一三二、六〇〇円
同右	同右	同右 九一・〇〇平方メートル	四戸	一五八、八〇〇円
同右	同右	同右 九一・〇一平方メートル	二戸	一五八、九〇〇円
同右	同右	同右 九一・〇五平方メートル	一六戸	一五八、九〇〇円
同右	同右	同右 九一・〇六平方メートル	二戸	一五八、九〇〇円

南蒲田一丁目第2アパート (15号棟)	大田区南蒲田一丁目二十番	同右	七〇・四七平方メートル	七戸	一三四、九〇〇円
同右	同右	同右	七一・四六平方メートル	二五戸	一三六、八〇〇円
同右	同右	同右	七四・一四平方メートル	一戸	一四一、九〇〇円
同右	同右	同右	七四・七七平方メートル	五戸	一四三、一〇〇円
井草三丁目第3アパート (18号棟)	杉並区井草三丁目四番	同右	六三・一一平方メートル	一戸	一一四、〇〇〇円
西台一丁目アパート (3号棟)	板橋区西台一丁目十五番	中層耐火	六三・一三平方メートル	同右	八九、一〇〇円
西台四丁目アパート (37号棟)	板橋区西台四丁目四番	同右	七一・九四平方メートル	一〇戸	一〇二、〇〇〇円
豊玉北六丁目第2アパート (11号棟)	練馬区豊玉北六丁目十三番	高層耐火	五八・八六平方メートル	九戸	一〇二、二〇〇円
同右	同右	同右	六〇・七九平方メートル	八戸	一〇五、五〇〇円
同右	同右	同右	七〇・三〇平方メートル	四四戸	一二二、一〇〇円
同右	同右	同右	七〇・五七平方メートル	九戸	一二二、五〇〇円
大谷田一丁目第4アパート (5号棟)	足立区大谷田一丁目十四番	中層耐火	七五・九一平方メートル	一戸	八九、一〇〇円
足立中央本町二丁目アパート (1号棟)	足立区中央本町二丁目十三番	高層耐火	六三・一四平方メートル	同右	八六、九〇〇円
府中栄町二丁目第2アパート (1号棟)	府中市栄町二丁目一番地	中層耐火	八二・七七平方メートル	同右	一一七、六〇〇円
金森第8アパート (3号棟)	町田市金森四丁目八番	同右	七〇・一七平方メートル	同右	九五、九〇〇円
金森第8アパート (4号棟)	同右	同右	同右	同右	九五、九〇〇円
金森第11アパート (2号棟)	町田市金森東三丁目五番	同右	六四・四七平方メートル	同右	九四、四〇〇円
金森第11アパート (3号棟)	同右	同右	同右	同右	九四、四〇〇円
町田小川アパート (1号棟)	町田市小川五丁目十三番	同右	七〇・三五平方メートル	同右	一〇三、〇〇〇円

国立北三丁目第2アパート (5号棟)	国立市北三丁目二番地	同右	七一・二二平方メートル	二戸	九二、三〇〇円
国立北三丁目第2アパート (6号棟)	国立市北三丁目一番地	高層耐火	六三・一一平方メートル	四八戸	八一、八〇〇円
国立北三丁目第2アパート (7号棟)	同右	同右	同右	一戸	八一、八〇〇円
国立北三丁目第2アパート (9号棟)	同右	同右	同右	五五戸	八一、八〇〇円
保谷新町五丁目アパート (22号棟)	西東京市新町五丁目十七番	中層耐火	同右	一戸	八〇、二〇〇円
関戸三丁目アパート (1号棟)	多摩市関戸三丁目二番地	高層耐火	七二・六〇平方メートル	同右	九六、一〇〇円

●東京都告示第千六百十七号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

名称	位置	区画数
豊島三丁目アパート駐 車場	北区豊島三丁目十一番	四区画
町屋五丁目アパート駐 車場	荒川区町屋五丁目七番	一四区画

●東京都告示第千六百十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十一月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十年十一月八日	昭島市中神町字東新畑千二百九十六番二、同番五十四、同番六十二、同番六十三、同番六十六及び千二百九十七番十六の各一部	延長 三四・九七 幅員(単位メートル) 四・〇〇 六・〇〇

●東京都告示第千六百十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十一月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十年十一月八日	昭島市中神町字東新畑千二百九十六番二、同番六十二、同番六十六、同番六十九及び千二百九十七番十六の各一部	延長 四七・九七 幅員(単位メートル) 四・〇〇

●東京都告示第千六百二十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年十一月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

武蔵村山市緑が丘千四百六十番一、同番五から同番八まで、千四百八十五番一、同番四から同番九まで、千五百九十九番二、同番四、千六百十九番一、同番五から同番七まで、千六百三十八番、千六百六十六番、千六百七十五番一、同番三、同番四、千六百七十九番一、千六百九十一番、千六百九十三番一、同番七から同番十一まで、千七百三十二番一、同番三から同番十五まで、千七百五十七番六、千七百九十三番、千八百五十八番三、千八百五十九番一、同番三、千九百十三番四、同番九から同番十一まで、千九百十九番、同番二から同番五まで、千九百七十七番、同番二、同番三、千九百八十七番一、同番三、千九百九十三番一、同番八、二千番一、同番五及び同番六

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦

町四丁目六番三号)

●東京都告示第千六百二十一号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号)第四条の十三第二号に規定する知事が認める機関を次のとおり認定した。

平成三十年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 認定した機関の名称 一般財団法人日本品質保証機構

二 代表者の氏名 理事長 小林 憲明

三 主たる事務所の所在 千代田区神田須田町一丁目二十地 五番地

四 認証業務を行う事務所 千代田区神田須田町一丁目二十所の所在地 五番地 JR神田万世橋ビル

五 認定年月日 平成三十年十月十五日

●東京都告示第千六百二十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

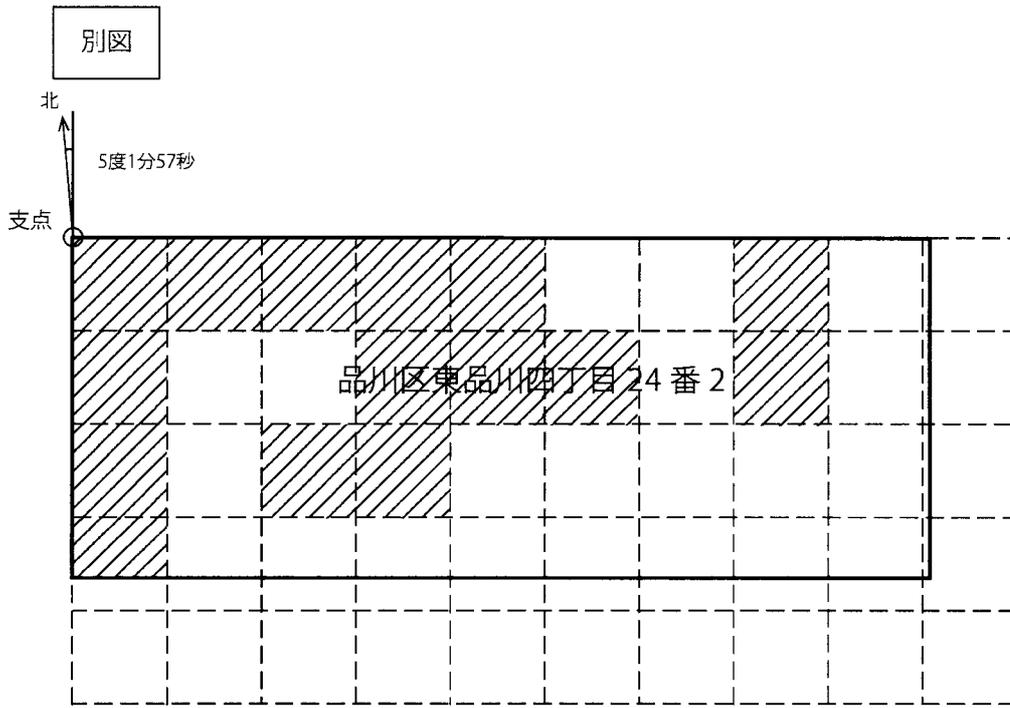
平成三十年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区東品川四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十

九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



凡例

- 敷地境界
- 単位区画
- 形質変更時
要届出区域

支点

支点は、品川区東品川四丁目24番2の最北端とする。

格子の回転角度

5度1分57秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百二十三号

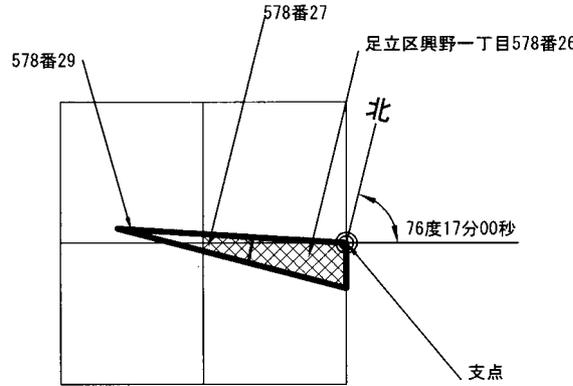
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月三十日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区興野一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】
 支点は、足立区興野一丁目578番26の最北端とする。

【格子の回転角度(76度17分00秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百二十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月三十日

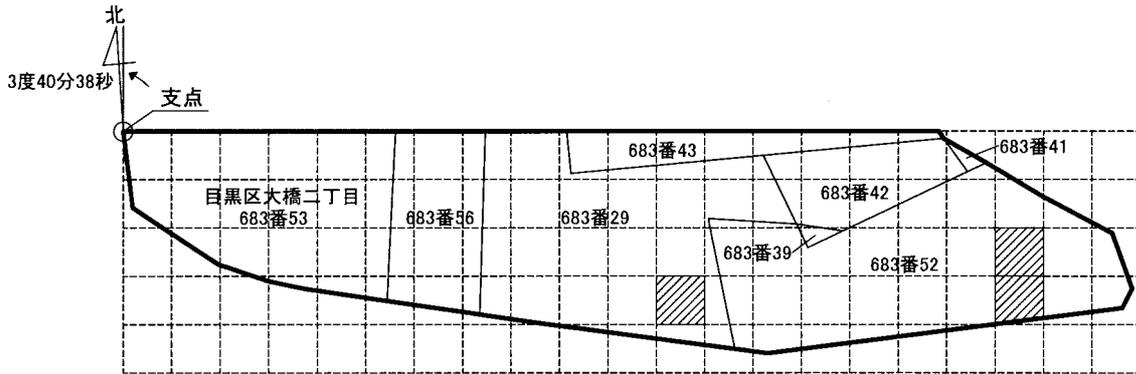
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(目黒区大橋二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 凡 例
- 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - ▨ 形質変更時要届出区域

支 点
 支点は、目黒区大橋二丁目683番53の最北端とする。

格子の回転角度(3度40分38秒)
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百二十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

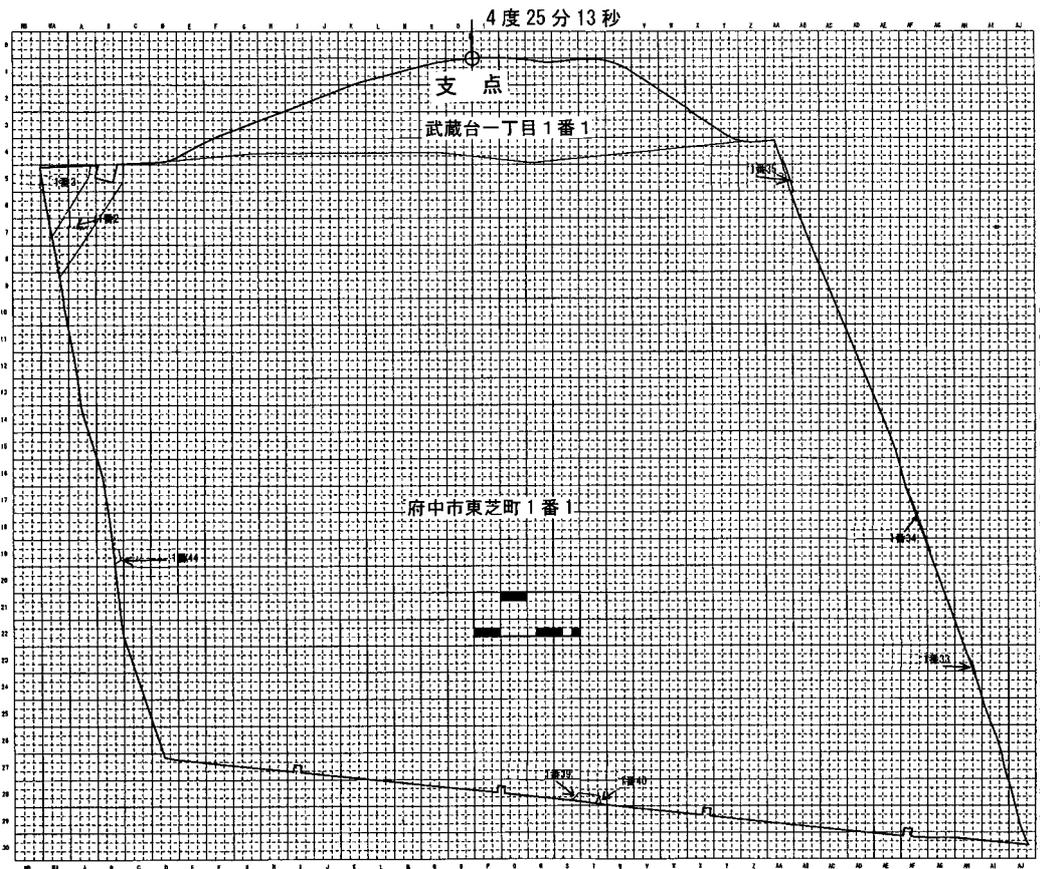
平成三十年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(府中市東芝町地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 形質変更時
要届出区域

【支 点】
支点は府中市武蔵台一丁目1番1号の最北端とする。

【格子の回転角度4度25分13秒】
格子の回転角度は、支点を通り、東西南方及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百二十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の五第二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業者（以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。）について次のとおり告示する。

平成三十年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称
総合警備保障株式会社
- 二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所
港区元赤坂一丁目六番六号
- 三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
代表取締役社長 青山 幸恭

●東京都告示第千六百二十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により、救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院を次のとおり告示する。

平成三十年十一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名 称	所 在 地	認定期間
東京女子医科大学 病院	新宿区河田町八番一 号	平成三十年十 二月一日から 平成三十三年 十一月三十日

独立行政法人地域医療機能推進機構 東京山手メデイカルセンター	同 区百人町三丁目 二十二番一号	まで 同右
社会福祉法人賛育会賛育会病院	墨田区太平三丁目二 十番二号	同右
医療法人財団岩井 医療財団稲波脊椎・関節病院	品川区東品川三丁目 十七番五号	同右
医療法人社団大坪 会三軒茶屋第一病院	世田谷区三軒茶屋一 丁目二十二番八号	同右
東京都立松沢病院	同 区上北沢二丁 目一番一号	同右
特定医療法人社団 東京明日佳東京明日佳病院	同 区奥沢三丁目 三十三番十三号	同右
一般社団法人至誠 会第二病院	同 区上祖師谷五 丁目十九番一号	同右
医療法人社団愛宝 会浜田山病院	杉並区浜田山四丁目 一番八号	同右
医療法人社団静山 会清川病院	同 区阿佐谷南二丁 目三十一番十二号	同右
医療法人社団瑞雲 会高田馬場病院	豊島区高田三丁目八 番九号	同右
医療法人財団明理 会明理会中央総合 病院	北区東十条三丁目二 番十一号	同右
社会医療法人社団 正志会花と森の東 京病院	同区西ヶ原二丁目三 番六号	同右
社会医療法人社団 正志会荒木記念東 京リバーサイド病	荒川区南千住八丁目 四番四号	同右

院 医療法人財団同潤 会富士見病院	板橋区大和町十四番 十六号	同右
医療法人社団明芳 会イムス記念病院	同 区常盤台四丁目 二十五番五号	同右
公益社団法人板橋 区医師会板橋区医 師会病院	同 区高島平三丁目 十二番六号	同右
医療法人社団慈誠 会東武練馬中央病 院	同 区徳丸三丁目十 九番一号	同右
医療法人社団浩生 会浩生会スズキ病 院	練馬区栄町七番一号	同右
医療法人社団寿英 会内田病院	足立区千住二丁目三 十九番地	同右
医療法人社団大坪 会東和病院	同 区東和四丁目七 番十号	同右
医療法人社団栄悠 会綾瀬循環器病院	同 区谷中二丁目十 六番七号	同右
医療法人財団慈光 会堀切中央病院	葛飾区堀切七丁目四 番四号	同右
医療法人社団昌医 会葛西昌医会病院	江戸川区東葛西六丁 目三十番三号	同右
医療法人社団徳成 会八王子山王病院	八王子市中野山王二 丁目十五番十六号	同右
医療法人社団三友 会あけぼの病院	町田市市中町一丁目二 十三番三号	同右
奥多摩町国民健康 保険奥多摩病院	西多摩郡奥多摩町水 川千百十一番地	同右
公立阿伎留医療セ ンター	あきる野市引田七十 八番地一	同右
東京都立多摩総合 医療センター	府中市武蔵台二丁目 八番地の二十九	同右

東京都立小児総合 同右
医療センター 同右
医療法人社団大隅 武蔵野市吉祥寺本町 同右
会森本病院 二丁目二番五号
保谷厚生病院 西東京市栄町一丁目 同右
十七番十八号
医療法人沖繩徳洲 同 市向台町三丁 同右
会武蔵野徳洲会病 目五番四十八号
院
公益財団法人結核 清瀬市松山三丁目一 同右
予防会複十字病院 番二十四号

●東京都告示第千六百二十八号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成三十年十一月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成三十年十一月三十日
東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 淵上日野
二 変更の区間 八王子市宮下町二十六番二地先から同市加住町一丁目百七十一番二地先まで
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道淵上日野線区域変更略図
八王子市宮下町地内

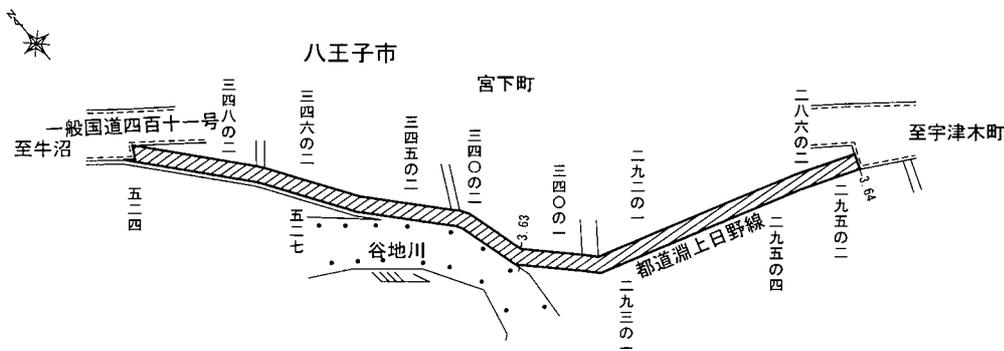
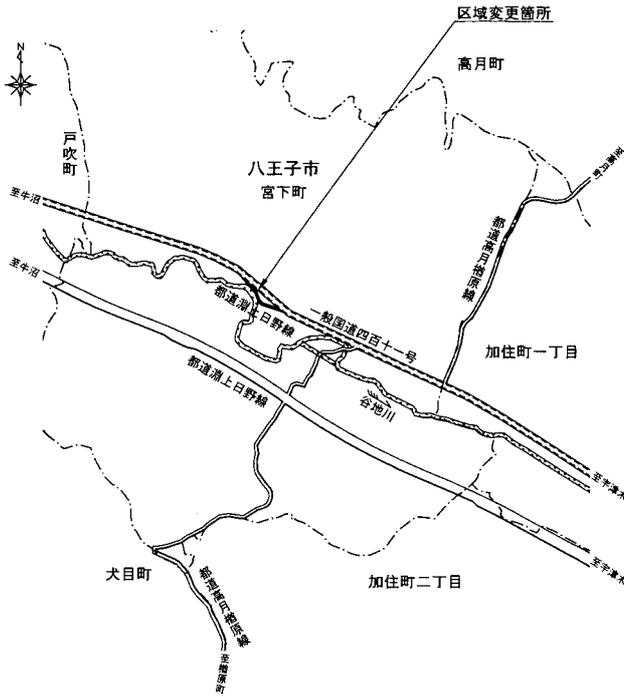
●東京都告示第千六百二十九号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成三十年十一月三十日から起算して

二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成三十年十一月三十日
東京都知事 小池百合子
一 路線名 淵上日野

二 変更の区間 八王子市宮下町三百四十八番二地先から同所二百八十六番二地先まで
三 変更の概要 別図表示のとおり



延長 一七七・一三メートル
面積 六三七・二七平方メートル



●東京都告示第千六百三十一号
 東京都港湾環境整備負担金条例(昭和五十五年東京都条例第五十八号)第二条第一項に規定する負担対象工事の指定について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年十一月三十日
 東京都知事 小 池 百合子

工事の種類	工事の名称	工事の実施された場所	工事の完了した日	工事に要した費用	負担区域	工事費に 対する負 担の割合	当該工事に係る負担区域 内にある工場又は事業場 の敷地等の合計面積
港湾環境整備施設(施設の敷地を含む)の建設又は改良の工事	新木場公園整備工事	江東区新木場二丁目	平成三十年三月三十一日	二二、三〇、二八〇円	東京港臨港地区	四分の一	七、三三三、五七九平方メートル
港湾環境整備施設(施設の敷地を含む)の維持の工事	城南島海浜公園ほか七公園維持工事	一 大田区城南島四丁目、大田区城南島五丁目、城南島海浜公園 二 江東区豊洲二丁目、春海橋公園 三 港区海岸三丁目、芝浦南ふ頭公園 四 港区港南五丁目 五 品川区八潮二丁目 六 コンテナふ頭公園 七 江東区青海四丁目、青海中央ふ頭公園 八 江東区青海三丁目、江東区青海四丁目、曙ふ頭公園 九 江東区新木場二丁目、新木場公園	同日	九四、四二九、六六七円	同右	八分の一 四分の一 二分の一	七、三三三、五七九平方メートル
漂流物の除去その他の水面清掃のための工事	東京港港湾区域内水面清掃工事	東京港港湾区域	同日	一三八、四三六、三六一円	東京港港湾区域及び東京港臨港地区	五分の一	一四、七六六、八五〇平方メートル

告示(公)

●東京都公安委員会告示第405号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第5項の規定により、次のとおり、自動車教習所の運転免許取得者教育の認定を取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第12条の規定に基づき、告示する。
平成30年11月30日

東京都公安委員会

委員長 渡邊 佳英

記

1 取消年月日
平成30年11月30日

2 取消事項

自動車教習所の名称、住所及び代表者の氏名	運転免許取得者教育に使用する施設の名称及び所在地	運転免許取得者教育の課程の区分及び名称
株式会社日立自動車教習所 小平市上水本町四丁目17番3号 代表取締役 荒畑 忠弘	日立自動車教習所 小平市上水本町四丁目17番3号	規則第1条第1号 ペーパードライ バー教育課程 規則第1条第2号 二輪車教育課程 規則第1条第3号 高齢者講習同等 課程 規則第1条第5号 安全運転教育課程

公告

土地区画整理組合の理事の辞職及び就任について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により小山片所土地区画整理組合理事長萩原義久から次に掲げる者が平成三十年十月二日付けで理事を辞職し、同日付けで理事に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。
平成三十年十一月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 辞職

氏名 住所

仲岡 一紀 東大和市狭山四丁目千五百二十四番地の十九

二 就任

氏名 住所

南 佳孝 埼玉県ふじみ野市桜ヶ丘三丁目八番二十七号

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 七〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

